

自動車運行管理業務の委託について

自動車運行管理委託の契約満了（2019年9月）に伴い、満了後も同様に当機関が管理する自動車の円滑な運行を維持するため、以下のとおり、委託先選定のため入札を実施することとする。

1. 調達

(1) 調達

一般競争入札（最低価格落札方式）とする。

(2) 入札スケジュール（予定）

2019年8月28日（水）	公告（本理事会後速やかに実施）
2019年9月3日（火）10時開始	入札説明会
2019年9月4日（水）17時迄	入札に関する問合せ締切
2019年9月5日（木）	問合せに対する回答を公表
2019年9月11日（水）15時必着	入札書提出締切
2019年9月12日（木）	落札者決定、落札結果通知

(3) 仕様書

別紙2のとおり。

2. 開札の実施及び落札者の決定

開札の実施については、総務部長が実施することとし、落札者の決定、及び、契約の締結については、別途、理事会で議決する。

以上

【添付資料】

別紙1 入札説明書

別紙2 入札仕様書

別紙 1

電力広域の運営推進機関 自動車運行管理業務委託 入札説明書

電力広域の運営推進機関

2019年8月

電力広域の運営推進機関

1. 件名

電力広域的運営推進機関 自動車運行管理業務委託

2. 調達方式

一般競争入札（最低価格落札方式）で行う

2.1 入札資格

- (1) 平成 31・32・33 年度又は令和 1・2・3 年度の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供」で等級「B」以上の格付けをされており、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。
- (2) 入札説明会に参加した者であること。
- (3) 各省各庁から指名停止又は一般競争入札資格停止若しくは営業停止を受けていない者であること。
- (4) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (5) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（但し、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者で、手続開始の決定後、競争参加資格の再認定を受けている者を除く。）。
- (7) 自己、自社若しくはその役員等（注 1）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はその他反社会的勢力（注 2）でない者であること。
（注 1）取締役、監査役、執行役、支店長、理事等、その他経営に実質的に関与している者。
（注 2）暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者等、その他これに準じる者。
- (8) 破壊活動防止法に定めるところの破壊的団体およびその構成員でない者であること

2.2 入札説明会の実施

下記日時で入札説明会を実施する。入札を希望する者は、参加すること。なお、入札に当たっては、本説明書及び入札仕様書の内容を承知のうえ入札すること。

- (1) 日 時：2019 年 9 月 3 日（火）10 時 00 分～（30 分程度）
- (2) 場 所：東京都江東区豊洲 6-2-15 電力広域的運営推進機関
- (3) 参加資格：2.1 の入札資格を満たす者
- (4) その他：
 - ・入札を希望する事業者は必ず参加すること（不参加の場合は入札できないものとする）
 - ・参加人数は各社 2 名までとする
 - ・受付にて名刺を 1 枚提出すること

2.3 入札仕様書等の交付等

入札仕様書、適合証明書、(見積用)経費内訳書の交付については、入札説明会時に行う

2.4 入札方法

2019年9月11日(水)15時必着で以下書類を郵送または持参すること。

(1) 提出書類

- ・入札資格確認書類(2-1の(1)を確認できるもの)
- ・契約書(案)
- ・適合証明書
- ・見積書(別途封入すること)

見積書には、「(見積用)経費内訳書」を添付すること(単価・合計金額等を記入すること)

(2) 提出先

〒135-0061

東京都江東区豊洲6-2-15

電力広域的運営推進機関 総務部経理グループ

「自動車運行管理業務委託 入札係」

2.5 入札保証金及び契約保証金

免除

2.6 落札者の決定

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする最低価格落札方式とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者より当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。

2.7 落札結果の通知

2019年9月12日(木)までに、入札者に対して落札結果を通知する

2.8 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のいずれかを欠く者のした入札、入札までに不渡手形または不渡小切手を出す等、履行能力を認められない者が行った入札、提出資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする

3. 委託契約期間

2019年10月1日～2020年12月31日(15か月間)

4. 車両保管場所・運転手待機場所
電力広域的運営推進機関（東京都江東区豊洲 6-2-15）
5. 検収条件
毎月の業務報告書をもって検収とする
6. 支払条件
当月末締め翌月末払い
7. 見積条件
「（見積用）経費内訳書」に従い，業務時間毎の単価が分かるように見積書を提出すること
8. 秘密保持及び個人情報の保護
本入札に際して知り得た広域機関の業務上，技術上の秘密及び情報（個人に関する情報含む）を目的外使用しないこと。また，第三者に漏えいしないこと
9. 特記事項
 - （1）本説明書及び入札仕様書に記載されている事項について不明な点は，2019年9月4日（水）17時までに下記問い合わせ先へ電子メールで問い合わせることとする。
問い合わせへの回答は，2019年9月5日（木）までに電力広域的運営推進機関ウェブサイトの本入札公告上に開示する。
問い合わせ先：keiyaku@occto.or.jp
ウェブサイト：[トップ](#) > [調達情報](#)
 - （2）本説明書に記載のない事項及び疑義については，協議のうえ決定することとする。
 - （3）本入札結果については，落札者との契約締結後，原則として，契約相手方，契約締結日及び契約金額等の契約の概要を公表することとする。

以 上

電力広域の運営推進機関
自動車運行管理業務委託
入札仕様書

電力広域の運営推進機関

2019年8月

1. 件名

電力広域的運営推進機関 自動車運行管理業務委託

2. 目的

当機関が管理する自動車の円滑な運行を維持するために、自動車運行管理業務を委託するもの

3. 委託期間

2019年10月1日～2020年12月31日（15ヶ月間）

4. 運行管理者数

2名

5. 業務内容

I. 業務の範囲

- ① 運行管理車両の運転
- ② 管理車両の保全・管理（日常点検及び清掃）に関する事項
- ③ 燃料の給油
- ④ 事故処理に関する全般
- ⑤ ETCカードの管理
- ⑥ 自動車保険（任意保険）に関する業務
- ⑦ 駐車料金等の立替払い

II. 業務に関する費用

業務の実施に伴う費用については、次に掲げる①～③を除き、請負者の負担とする。なお、①～③については、契約外で実費により精算する。

- ① 運行に必要な燃料の給油
- ② 請負者の責によらない修理等
- ③ 業務遂行上必要な有料道路通行料及び有料駐車場の使用料

6. 業務時間

I. 業務時間は、管理車両の運行前点検から運行後点検・清掃終了時までとする。

II. 業務時間は、以下の通り分類し、分類ごとに料金を定めるものとする。

- ① 基本業務時間：午前7時30分～午前10時00分の間から開始する連続9時間（うち休憩時間1時間）
- ② 基本時間外業務：午前5時00分～上記基本業務時間の開始時刻まで、および上記基本業務時間の終了時刻～午後10時00分
- ③ 深夜時間外業務：午後10時00分～翌日午前5時00分
- ④ 休日業務：土日祝日および年末年始（12月29日～1月3日）の午前5時00分～午後10時00分
- ⑤ 休日深夜業務：土日祝日および年末年始の午後10時00分～翌日午前5時00分

7. 請負者及び運行管理者の資格要件

I. 請負者

- ① 請負者は、運行管理者に対する社内服務教育及び安全運転の教育・研修を定期的実施すること。
- ② 請負者は、平時及び事故時における管理体制を確立すること。
- ③ 請負者は、運行管理者が休務した場合等において、代務要員を速やかに配置できる体制をとること。なお、代務要員が本業務を行う場合においても、下記7.IIの資格要件を満たすこと。
- ④ 請負者は、一度決定した運行管理者を請負者の都合により変更するときは、原則として1ヶ月前までに広域機関に変更を申請し承認を得ること。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

II. 運行管理者

- ① 運行管理者は、請負者が直接雇用している社員であり、2019年10月1日時点で請負者の下で運行管理又はハイヤー乗務経験が継続して半年以上あること。また、2019年10月1日時点で、満年齢65歳以下であり、かつ、健康状態に問題がないこと。
- ② 運行管理者は、自動車運転歴が10年以上、かつ、東京都内において運転従事歴5年以上を有すること。
- ③ 運行管理者は、普通自動車第二種運転免許を取得していること。
- ④ 運行管理者は、2019年10月1日から遡って3年以内に運転免許証の停止処分等の原因となる重大な交通違反歴がないこと。
- ⑤ 当機関が、運行管理者についてその適格性に欠けると認められた場合、請負者は速やかにその代替者を選任し交代させるものとする。

8. 運行管理者の責務

- ① 運行管理者、ネクタイ、ジャケットを着用し、送迎業務に相応な服装を心掛けること。(ただし、広域機関の指定するクールビズ活動実施期間においては、ノーネクタイを基本とする。)
- ② 運行管理者は、管理車両の利用者に対して丁寧な対応を心掛け、礼節を重んじること。
- ③ 運行管理者は、管理車両を常に清掃し、清潔を保つこと。

9. 管理車両及び保管場所

業務において使用する管理車両及び保管は次の通りとする。

- ① 管理車両：国産車2台（セダン：排気量3000ccクラス）
- ② 保管場所：当機関が指定する駐車場に保管すること。

10. 運行管理者の待機場所

当機関が指定する場所に待機すること。

11. 自動車保険（任意保険）の加入

- I. 請負者は、管理車両に対し、自動車保険（任意保険）契約を締結することとし、その保険金額は次に掲げるとおりとする。
 - ① 車 両 時価額
 - ② 対人賠償 無制限
 - ③ 対物賠償 無制限

④ 搭乗者 1,000万円以上

- II. 請負者は、前項により保険契約を締結したときは、その証券を遅滞なく当機関に提示すること。
- III. 請負者は、当機関の承認なく、保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることはできない。

12. 事故等に関する措置

- I. 運行管理者は、業務遂行中に事故等が発生したときは、速やかに一次対応を行うとともに、その状況を当機関に報告すること。また、請負者は速やかに当機関と協議のうえ事故処理業務を行うものとする。
- II. 請負者は業務遂行上における人身、対物及び車両の事故の如何に関わらず全て適切に対処すること。また、損害に対する賠償責任を負うものとし、これに伴う一切の費用を負担するものとする。
- III. 管理車両が、請負者の責により走行できないときは、代替車両をもって行うこととし、事前に広域機関の了解を得ることとする。

13. 運行予定の通知等

- I. 当機関は、原則、管理車両の1週間分の運行予定を遅くとも前週の金曜日（祝日の場合はその前日）中に請負者に通知するものとする。
- II. 請負者はこれを受けて、運行計画を作成し、運行管理者に必要な指示を行うものとする。

14. 業務の報告

請負者は、別に定める自動車運転日報を運行管理者に作成させ、翌日中（休日の場合はその翌日）に当機関に提出させるものとする。

15. 特記事項

- I. 本業務に必要な金額は、別紙「自動車運行管理業務に係る経費積算について」に基づき積算し、契約は単価契約とする。
- II. 本仕様書に記載のない事項及び疑義については、当機関と協議のうえ決定することとする。

以 上